平成２２年（フ）第３４８５号
札幌市東区伏古９条１丁目２番５号　ルミエール拓北通202
債務者　佐藤　博美（旧姓辻谷）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３７号
札幌市白石区平和通４丁目北２番１―209号
債務者　三戸　勉
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３８号
札幌市白石区平和通４丁目北２番１―209号
債務者　三戸　和子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５８号
札幌市西区発寒７条13丁目３番23号　パークハイツ205号
債務者　平野　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５号
北海道爾志郡乙部町字館浦60番地の２
債務者　廣澤　光邦
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第３３１号
群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1513番地１
債務者　佐藤　朱美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７４号
群馬県高崎市浜川町597番地１
債務者　櫻庭みどり
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５０２号
埼玉県熊谷市石原１丁目18番地１　ピア石原１号館102
債務者　服部　友美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９８号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲928番地13
債務者　川口　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４７９号
愛知県一宮市多加木５丁目１番24号
債務者　本持　則子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４８１号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎２棟206号
債務者　國定トミ子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７４号
新潟県村上市南町２丁目５番14号
債務者　齋藤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３１１６号
名古屋市港区入場１丁目1707番地
債務者　伊藤　圭美（旧姓前迫）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１２７号
名古屋市中川区豊成町１番５―312号　豊成団地
債務者　田浦あけみ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４２号
名古屋市南区元塩町１丁目52番地　プレジール宝南305号
債務者　長沼　文子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２４４号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地２棟1202号
債務者　黒木　誠
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２号
兵庫県西脇市鹿野町453番地の１
債務者　井上　孝
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所社支部